

大磯町国土強靱化地域計画 (概要版)

大磯町

大磯町国土強靱化地域計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げようとするものです。

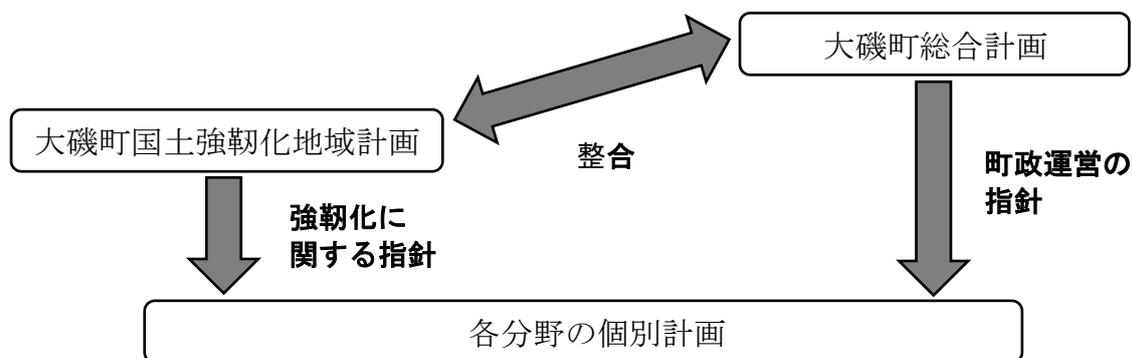
国は、平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

これを受けて神奈川県は、平成29年3月に「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための取組を進めてきたところです。

大磯町においても、自然災害に対する脆弱性を認識し、町域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために不可欠な課題であるとの認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「大磯町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本町の町政運営の指針である「大磯町総合計画」とも整合し、「大磯町地域防災計画」や各分野別計画における本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものです。

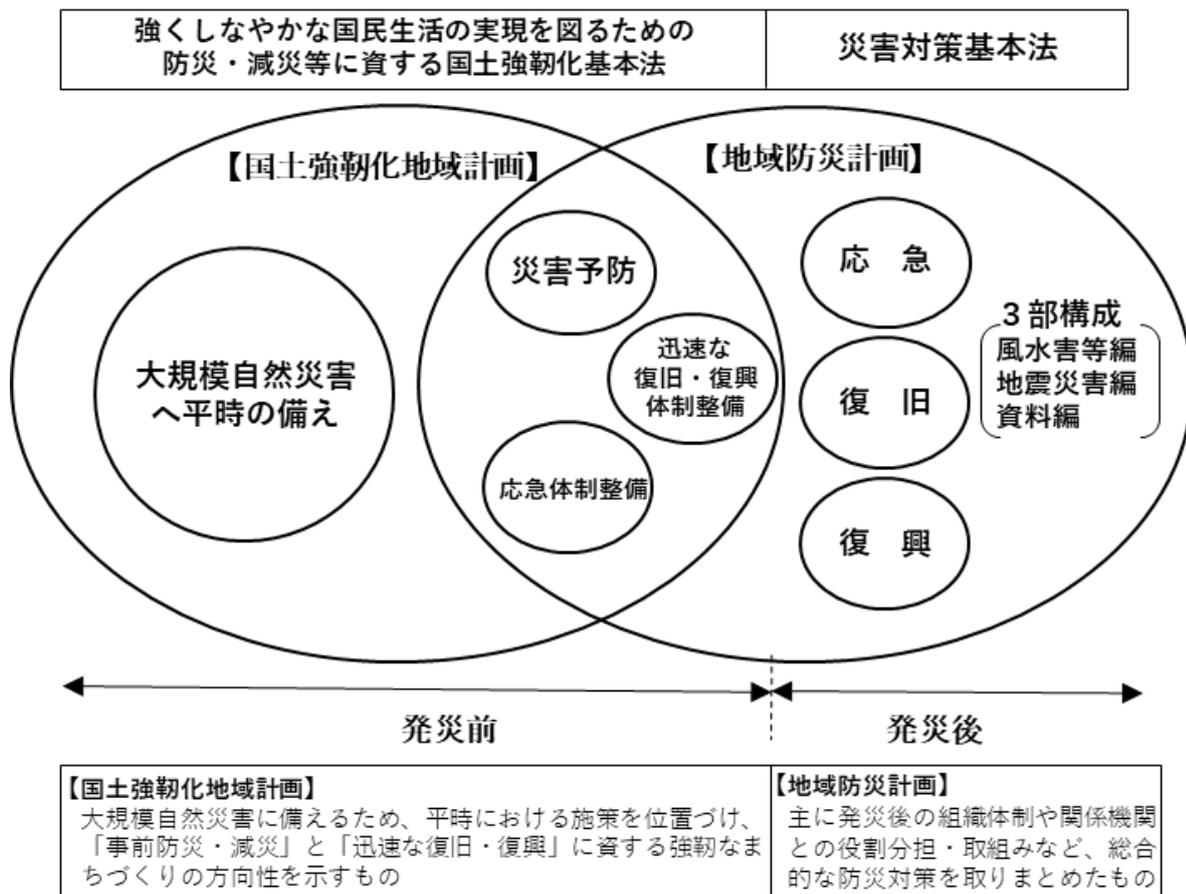


3 大磯町国土強靱化地域計画と大磯町地域防災計画の違いについて

町はこれまで、災害対策基本法第 42 条に基づく「大磯町地域防災計画」で、災害による被害の発生を未然に防止又は最小限に止めるための「予防」策や、発災後の「復旧・復興」の体制等を定め、防災・減災に取り組んできました。

一方、「大磯町国土強靱化地域計画」は、基本法第 13 条に基づく計画で、国が進める国土強靱化の考え方にに基づき、大磯町をさらに強靱なまちとするため、平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置付けた、強靱なまちづくりの方向性を示すものです。

(国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較／イメージ)



4 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、概ね 5 年ごとに所要の改定を行うこととします。

5 基本的な考え方

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、大磯町として4つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

この基本目標をより具体化するため、8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 計画の構成

はじめに 策定の趣旨、計画の位置づけ

第1章 本町の地域特性

- 1 町域の概況(地形、地質、気象、社会的条件)
- 2 自然災害に関する特性

第2章 基本的な考え方

- 1 対象とする災害
- 2 基本目標
- 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針
- 4 計画期間
- 5 各種施策の推進と進捗管理

第3章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

- 1 脆弱性評価の考え方
- ★2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
- 3 脆弱性評価結果

第4章 推進方針(取り組むべき事項)

- ★1 施策の推進方針(主な取組)
- 2 施策分野の設定
- ★3 施策の重点化

※ ★は、計画の概要に記載

7 計画の概要

計画の概要

(「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」、「主な取組例」、「重点化した施策」)

注：◎は重点化すべき施策を示す。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・主な取組例		掲載ページ
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1) ◎	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 <u>主な取組例</u> ：耐震化の普及啓発、生活道路などの整備による防災性の向上、町民の防災意識の向上、防災教育の充実など	P39 ～ P45
	1-2) ◎	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 <u>主な取組例</u> ：不特定多数の者が利用する建築物の耐震化など	P46
	1-3) ◎	大規模津波等による多数の死者の発生 <u>主な取組例</u> ：避難指示等発令基準の見直し、情報収集提供体制の強化、訓練の実施など	P47
	1-4) ◎	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 <u>主な取組例</u> ：河川整備の要望、下水道施設の整備など	P48 ～ P49
	1-5) ◎	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者発生 <u>主な取組例</u> ：情報収集・発信体制の整備など	P50 ～ P51
	1-6) ◎	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 <u>主な取組例</u> ：避難所等への情報提供など	P52
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1) ◎	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 <u>主な取組例</u> ：給水・医薬品等の供給体制の整備など	P53 ～ P55
	2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 <u>主な取組例</u> ：緊急輸送道路・避難路の整備など	P56
	2-3) ◎	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 <u>主な取組例</u> ：職員の育成、車両資器材の更新整備など	P56
	2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 <u>主な取組例</u> ：協定による燃料確保対策など	P57
	2-5)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 <u>主な取組例</u> ：飲料水等の備蓄など	P57
	2-6) ◎	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 <u>主な取組例</u> ：各団体との連携により緊急輸送道路の機能確保など	P58
	2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 <u>主な取組例</u> ：防疫用品等の備蓄、職員研修等の実施など	P59
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 <u>主な取組例</u> ：災害時の共助の促進など	P60
	3-2)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 <u>主な取組例</u> ：交通安全対策の推進など	P60
	3-3) ◎	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 <u>主な取組例</u> ：防災訓練等の実施など	P61 ～ P62

4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) ◎	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 <u>主な取組例</u> ：電線地中化による防災対策向上のための要望など	P63
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 <u>主な取組例</u> ：情報提供体制の整備など	P63
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 <u>主な取組例</u> ：企業への防災意識の向上など	P64
		5-2)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 <u>主な取組例</u> ：危険物等施設の維持管理など	P64
		5-3)	食料等の安定供給の停滞 <u>主な取組例</u> ：備蓄の推進、協定の拡大など	P65
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 <u>主な取組例</u> ：供給体制の整備など	P66
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止 <u>主な取組例</u> ：給水体制の確保など	P66
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 <u>主な取組例</u> ：下水道施設の耐震化、一般廃棄物処理施設の整備更新など	P67
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態 <u>主な取組例</u> ：道路施設の長寿命化など	P67
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生 <u>主な取組例</u> ：防災・減災に備えた土地利用など	P68
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生 <u>主な取組例</u> ：応急危険度判定士の養成訓練実施体制の整備など	P68
		7-3)	河川管理施設の損壊・機能不全による二次災害の発生 <u>主な取組例</u> ：河川管理施設の長期的・計画的な取組みの推進など	P69
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出 <u>主な取組例</u> ：危険物等施設の耐震化促進、適正な維持管理など	P69
		7-5)	農地・森林等の被害の拡大 <u>主な取組例</u> ：農地・農業用施設の保全管理推進、森林の機能の維持・増進など	P70 ～ P71
		7-6)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響 <u>主な取組例</u> ：確実な情報提供の実施など	P72
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築など	P73
		8-2)	人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：道路の確保に向けた各団体との連携など	P73
		8-3)	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：避難所運営の支援、応急仮設住宅の建設、災害時のボランティア活動の協力体制づくりなど	P74 ～ P75

大磯町国土強靱化地域計画《概要版》

令和4年（2022年）3月

大磯町政策総務部危機管理課